事業促進に関する今後の取組について(案)

1. 民間の創意工夫の発揮に資する情報提供・体制整備

平成23年PFI法改正で民間提案制度を創設。平成25年6月には「PFI事業実施プロセスに関するガイドライン」を改定し、公共の情報提供や体制整備、必要な書類や具体の検討プロセス、提案に含まれる知的財産の保護について規定を整備したところ。

更なる促進に向け、事業検討段階から民間の創意工夫を活かしていく観点から、以下のように<u>プロセスガイドラインを見直すとともに、</u>民間提案の活用に向けた周知等を実施。

- 公共施設等の管理者等の情報提供や体制整備
 - → 福岡市におけるロングリスト・ショートリストの公表による情報提供、横浜市・神戸市における提案窓口の設置といった<u>先</u> 進的な具体事例やその他の情報提供手法をガイドラインに位 置付ける。
- 〇 民間提案に必要な書類
 - → 民間提案に必要となる<u>書類、記載事項、提出様式等について</u> 標準的なひな型を作成し、ガイドラインに位置付ける。
- 〇 民間提案に対する公共施設等の管理者等の具体の検討プロセス
 - → 地方公共団体がPFI導入のための指針等を策定する場合において、民間提案の具体の検討プロセス等を記載できるよう、 指針等への記述内容の標準的なひな型を作成し、ガイドライン 上に位置付ける。

2. 地域人材の育成、ネットワークの構築

地方公共団体におけるPPP/PFI促進のためには、地域活性化や地域雇用創出といった視点が必要かつ有効。地域の企業のPPP/PFIに関するノウハウ習得や事業参画に向けた競争力強化を図る観点から、以下のように必要な支援を検討。

- 〇 官民連携による地域プラットフォームの形成促進
 - → 「福岡PPPプラットフォーム」のような地方公共団体や金融機関、地域の企業が参画する地域プラットフォームの形成を促進するため、必要な人材派遣、ノウハウの提供等の支援を検討する。

〇 ネットワークの構築

→ 地域プラットフォーム間、地方公共団体間といったネットワークを構築し、互いに情報やノウハウを共有することができるよう、関係者の交流等が行えるような場の活用・提供について検討する。また、内閣府が実施する専門家派遣制度について新たに地方公共団体のPFI実務経験者を派遣可能とするよう仕組みを検討する。